

令和7年第10回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和7年9月22日（月）午後3時00分～午後4時05分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 瀬川 幾子

生涯学習部長 菅野 圭

教育企画課長 及川 盛敬

学務管理課長 小原 聡直

学校教育課長 菅野 弘

就学前教育課長 鈴森 早織

文化財課長 上野 剛

5. 書記

教育企画課長補佐 菊池 豊

教育企画課 総務企画係長 佐藤 伸昭

教育企画課 総務企画係主査 谷藤 聖裕

教育企画課 総務企画係行政事務職員 沼田 弘二

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和7年第10回花巻市教育委員会議定例会を開会させていただきます。

会議の日時、令和7年9月22日、午後3時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第 1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長

それでは、異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第 2、報告事項に入ります。

はじめに、令和 7 年第 3 回花巻市議会定例会教育関係事項について、事務局から報告をお願いいたします。瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

令和 7 年第 3 回花巻市議会定例会、教育関係事項についてご報告いたします。

会期は、9 月 5 日から 10 月 1 日までとなっております。

はじめに、一般質問についてです。資料 No. 1 - 1 をご覧願います。

今回は、登壇議員 17 名中、4 名の議員から教育行政について質問がありました。答弁の詳細につきましては、資料 No. 1 - 3 を併せてご覧願います。

それでは、概要について説明いたします。

1 人目は佐藤峰樹議員から、第 3 期岩手県立高等学校再編計画に関し、特に、市内の高校に関わるご質問でございました。

1 点目は、市内の県立高校の中でも専門高校と大迫高校について、展望をどのように見据えているかのご質問でありました。現行の岩手県立高等学校再編計画が令和 7 年度までとなっていることから、岩手県教育委員会において、本年 4 月には「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」を策定し、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 3 期県立高等学校再編計画」の具体的な検討が進められ、8 月 5 日には、具体的な統廃合の校名が盛り込まれた「第 3 期県立高等学校再編計画」(当初案)が示されたところであり、8 月下旬からは、2 回目の地域検討会議が行われたところです。全日制課程の県立高校については、令和 7 年度入試における充足率は 75.65%で、1,995 人の欠員が生じている状況であり、今後さらに少子化が加速することを踏まえ、また、一方では学びの多様性や共通性という観点や、地域の担い手の育成を勘案し、第 3 期県立高等学校再編計画(当初案)を調整したものと考えられます。

こうした県内の状況に対し、花巻市内の県立高校 5 校の状況は、充足率 84.2%と県平均を大きく上回っており、いずれも継続維持すべきと認識しているところであります。その中で、大迫高等学校につきましては、1 学年 1 学級の「地域校」として位置づけられ、過去 2 年間 20 人以下の入学者となったものの、令和 8 年度の募集をするということを決めていただいたところでありますが、入学志願者の数が 2 年連続して 20 人以下となった場合に、原則として翌年度から募集停止とする基準が維持されたことから、令和 8 年度の入学者の状況によつては、早ければ令和 9 年度の募集停止が見込まれるところでございます。

しかし、地理的に他地域への通学が困難である生徒がいること、小規模校ならではの特色ある教育に県外からの入学応募者もいること、さらに、社会的自立を目指し、進学を求める通学区域内外の生徒がいることも踏まえ、一律の基準は適用せず、今後も地方創生の推進と地域での教育の機会均等を確保するうえで、1学級校でもできる限り維持する考えを大切にし、大迫高等学校については、令和9年度以降も募集していただきたいと考えていること、そして、大迫高等学校生徒確保対策協議会への支援を、今後もしっかり継続していく必要があると考えていることを答弁しております。

専門高校については、職業教育のセンター・スクール化を図り、教育内容の充実を図るとして、工業に関しては、花北青雲高等学校の情報工学科を令和10年度に募集停止することが示されたところであります。しかし、同学科の近年の入学者を見ても、他の工業高校に比べて決して少なくない一定の入学者がいること、現在までの同校の学びの特色がもたらしてきた地域貢献は、今後も重要であるものと認識していることから、8月21日に第2回の中部地区検討会議において、市長や市内産業関係者等から、現時点において小規模工業科を集約するのは反対であるとの意見が述べられたところであり、教育長からも、同校の学科再編は「再考すべきである」と述べたことを答弁しております。

また、具体的な校名が記載されていませんが、花巻農業高等学校などを含む複数の小さな学科・学系を併置する学校の学科・学系の募集停止に関する基準が新たに示されたところですが、花巻農業高等学校は、現段階では募集停止の要件に当てはまるものではないと考えられることや、花巻・北上両市で唯一の農業高校として、農業振興や地域産業振興への貢献が期待されることから、各学科の存続を強く働きかけていきたいと考えていることを答弁しております。

2点目の高校授業料無償化の影響について、令和8年度からは、私立高校も概ね授業料の無償化が国で検討されている中で、市内県立高校への影響をどう捉えているかのご質問でありました。

花巻市立中学校の令和6年度卒業生の進学状況は、県立高校進学者75.9%、私立高校は23.0%となっており、この割合は、近年概ね同水準の傾向が続いているところです。市内の生徒が多く通う市内の私立高校である花巻東高等学校や、市内から一定数入学している専大北上高等学校では、定員を超える入学者がある状況にあることから、今すぐに県立高校に影響があるものとは考え難いものの、県教育委員会における県内中学校卒業者の今後の見通しによる第3期再編計画における、令和13年度からの後期期間においては、相当数の生徒数減少が見込まれていることから、県立高校への影響が生じることが予想され、参考資料の中では、前述の花北青雲高校、大迫高校のほか、花巻北高校の学級減少も推測されておりますが、花巻北高校に関しては、これまで要望してきた中高一貫教育の導入を含めた特色・魅力ある学校づくりに期待するとともに、今後の入学者数の状況を踏まえ、県教育委員会と協議を重ねてまいりたい旨、答弁しております。

2件目は、学校運営協議会について、1点目の質問は、制度の周知や一体感の醸成に課題

があると思慮するが、成果と課題をどう認識しているかの質問でございました。

学校運営協議会は「地域とともにある学校づくり」を進めていくため、令和6年4月には、市内全ての中学校区へ設置となったところで、地域の特色を生かした学校づくりに対してご協力をいただいております。具体的には、総合的な学習の時間などの講師として、子どもたちの学習を支援したり、地域住民と子どもたちがともに活動する地域のイベントを企画したりして、地域学校協働活動が推進されてきた結果、子どもたちの地域に対する愛着も高まってきていると捉えています。しかし、設置した時期が異なることから、活動の推進状況に差があることや、地域によっては学校運営協議会の制度について周知があまり進んでいないこと、地域コーディネーターの人材確保に苦慮している中学校区があることなどが課題であると認識しております。

そのため、教育委員会としては、各運営協議会を訪問し、地域住民と子どもたちがともに活動する機会の更なる推進の支援や、生徒指導上の課題、教育課題の解決に向けて、ワークショップ形式で行う熟議の支援をさらに充実させるとともに、情報発信についても助言、研究していきたい旨、答弁しております。

2点目は、地域コーディネーターの業務等が大変だと伺っているが、活動状況や今後の人材育成をどう考えるかとの質問でした。地域コーディネーターの具体的な活動としては、学校ボランティアの募集、チラシの発行や地域のボランティアと学校との連絡調整、学校だよりの配布、コミュニティスクールだよりの取組紹介など、地域の実態に応じた活動を展開していただいているところであります。教育委員会では、地域コーディネーターの人材育成を目的として、情報交流や意見交換を行っているほか、県教育委員会が実施する各研修会へ参加いただいておりますが、地域コーディネーターの方々は、必ずしも学校教育や社会教育に精通しているとは限らないことや、経験の浅い方もいることから、個々に対する助言や相談などの支援を通して、そのスキルアップを図るとともに、関係団体と連携を図りながら、地域コーディネーターの人材育成と各運営協議会の更なる充実に取り組んでいく旨、答弁しております。

2人目は、伊藤盛幸議員から図書館に関わって教育委員会の職務権限についてのご質問でございました。14ページからになります。

1点目は、図書館に関する職務権限について、条例規定がない状況で市長が業務を続けてきた理由を伺うとのことでした。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方教育行政法は、教育委員会は図書館を含む教育機関の「設置、管理及び廃止」を管理し執行すると定めています。

一方、同法の平成27年4月の改正により、総合教育会議の設置や教育大綱の策定など、首長の教育への関与を強めることを可能とされております。地方自治法においては、地方公共団体の長は、予算を調整し、それを議会に提出する権限を有する唯一の機関であることが定められており、また、地方教育行政法では、地方公共団体の長の権限として、図書館を含む教育財産の取得、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、予算を執行する

ことを定めています。さらに、同法の令和元年6月の改正において、それまで補助執行が可能とされていた図書館について、条例の定めるところにより、首長が管理し執行することが可能とされたところでありますが、本市においては、市長が図書館を管理し執行する条例の制定は行わなかったところであり、法改正後も教育委員会から市長部局への補助執行となっていることから、新図書館の基本計画の作成などについては、令和2年1月以降14回にわたって、担当市長部局からの説明を求め、教育委員会の意見を述べながら協議を進め、本年5月19日の教育委員会議において、新花巻図書館整備基本計画案が議決され、同計画が策定されたものであります。

そして、市長はこの基本計画の策定により、地方自治法において定められている権限に基づき、新花巻図書館の設計に係る予算の調整を行い、当該予算を含む議案を令和7年6月定例会に提出することとしたものであることを答弁しております。

なお、新花巻図書館整備は、教育的観点からはもちろん、市のまちづくり、また財政にも大きな影響を与える事業であることから、平成27年の総合教育会議設置以降、花巻市教育大綱を定めるにあたり、総合教育会議の中で、基本構想に基づく図書館整備を確認したり、基本計画の策定の進捗状況などについて協議したりすることは必要であったこと、そして、今後とも必要と考えていることを併せて答弁しております。

2点目の教育財産の取得について、地方教育行政法第28条第2項に基づく手続きを経ず、市長が用地取得を進めてきた理由、法令違反の可能性について確認したいとの質問でありました。地方教育行政法第28条第2項において、首長は「教育委員会の申し出をまって教育財産の取得を行うものとする」との規定が示されております。現時点における、新花巻図書館建設用地の状況につきましては、地方自治法第238条の2に規定する「調査」を図書館について補助執行を受けている新花巻図書館計画室の職員が行っている状況にあると認識しており、財産を取得する場合とは、土地建物購入、または建物建築に関する請負契約の締結と解されており、今後、そのような契約を締結する前には教育委員会議において、教育財産の取得に関する議論がなされ、市長はその申し出をまって契約を締結することとなり、現時点においては、土地の取得または建物建築に関する請負契約も締結しておらず、その前段階の調査検討を行っているところであり、法令違反には当たらないとの認識であることをお答えしております。

3点目の教育に関する議案の作成について、図書館に関する補正予算に際し、地方教育行政法に基づき、必要な意見聴取が行われたか確認したいとの質問でありました。このことについては、地方教育行政法第29条に規定されておりますが、意見聴取の方法については定めがないところです。本市の実態としては、例えば、予算については、当初予算は教育委員会事務局において、教育委員会議に予算案を説明しておりますが、補正予算の説明は、事前ではなく事後に行っているところであります。

本年6月定例会に、第2号補正予算として計上した図書館整備事業費については、前年度の令和6年11月27日の教育委員会議定例会において、生涯学習部長から比較調査結果と

総事業費を説明し、本年 5 月 19 日の教育委員会定例会において基本計画について議決いただいたうえで、教育長、部長も出席した庁議での決定を経て議案が提出されており、6 月定例会後、教育委員会定例会において、通例に従い議決された教育関係予算の中で、図書館設計業務について一括発注することや、公募プロポーザルにより事業者を選定すること、また、それらの経費について説明し、意見を伺ったことをお答えしております。

このように、図書館の建設については、市長部局と教育委員会は十分な協議・調整を行ったうえで進めているところであり、今後、設計業務についてもしっかりと説明がなされた後に実施されるものと捉えている旨、答弁しております。

3 人目、25 ページになりますが、阿部一男議員からオーガニック農産物の学校給食等への導入についての質問であります。これまでに、市内でも一定の収量がある有機米を導入することについて、令和 7 年度において試験的に進めると答弁していたところでありましたが、その後、農林部や花巻市有機農業推進協議会と協議した結果、同協議会から国の「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」を活用して、提供いただく運びとなり、本年 12 月に大迫小中学校、東和小中学校で各 1 回、有機米を使用した米飯を提供する予定としていること、その際、食育の一環として、児童生徒が食に関する知識を深めるきっかけとなるよう「米作り」や「化学肥料や農薬を使わない有機農業」に関する講話を予定していることを答弁しております。

4 人目、28 ページになりますが、小森田郁也議員から、小中学校の教室を避難所として活用することについて、教育委員会へは、1 点目に普通教室と特別教室へのエアコン整備状況についての質問であり、小中学校の普通教室については、全 303 教室すべてに設置を完了し、設置率 100%であること、特別教室は、全 336 教室中、設置率 38.4%であることをお答えしております。

2 点目の整備計画について、各学校からの要望を伺いながら順次設置を進めることとしており、令和 9 年度までに 51.0%となる予定であります。市の財政状況を踏まえる必要があります。アクションプランと整合を図りながら計画的に進めていく旨、答弁しております。

なお、エアコンを整備済みの小中学校の普通教室や特別教室を避難所として活用することについては、本年 7 月 30 日に津波警報が発表された際、沿岸部の各自治体が避難所として開設した小中学校において、夏季休業中により使用していなかったエアコン設置済みの教室を使用した例もあり、本市においても状況に応じて適宜活用できるよう、あらかじめ教育委員会や各学校と準備を行ってまいりたいと考えているとの答弁が、市長からされたところであります。

一般質問については、以上でございます。

続きまして、議案審議は、はじめに令和 7 年度一般会計補正予算(第 5 号)でございます。資料は 1－4 になります。

はじめに、学務管理課、教育寄付金 10 万円は、教育振興に活用願いたいとの申し出があり再納したもので、基金に繰出し奨学基金の貸付原資とするものです。奨学金繰入金 55 万

2,000 円は、はなまき夢応援奨学金の返還免除の対象外となった方から、返還金を一般会計に繰り入れるものです。

次に、学校給食管理室、学校給食センター、歳出の 1,977 万 8,000 円は、学校給食センターの施設や設備の老朽化、それから、児童生徒の減少を見据えた今後の対応として、石鳥谷学校給食センターの増築及び改修を行うための実施設計に要する経費を計上したものです。この増築に関しましては、具体的には、6 月にご説明しております、矢沢義務教育学校へ給食を提供することに対応するものですが、これに加えて、老朽化が進んでいる市内で一番古い湯本学校給食センターの給食も、今後、石鳥谷学校給食センターから提供する方針でありまして、これらを合わせた設計の経費となっております。

なお、当該事業の計上に伴い、歳入においては、教育債 1,780 万円を増額するものです。また、この件に関連して 3 ページになりますが、当該事業は一定の期間を要するため、繰越明許費の補正、追加しております。

次に、資料 No.1 - 1 にお戻りいただきまして、4 ページ、II になります。

花巻市債権管理条例第 7 条第 1 項の規定により、学校給食費に係る債権 161 件、656 万 2,510 円を、令和 7 年 7 月 31 日付けで債権放棄したもので、同条例第 2 項の規定により議会に報告したものです。本市の学校給食費は、現在は公会計となっておりますが、令和元年度までは、私会計となっております。今回放棄した債権は、この私会計となっていたときの債権で、花巻市債権管理条例に基づき放棄したものであります。

続きまして、次の 3 番、令和 6 年度花巻市一般会計の歳入歳出決算の認定に関しましては、資料は No.1 - 5 となりますが、こちらは議会において決算特別委員会に付託されており、明後日、9 月 24 日から 26 日までの予定で審査が行われることとなっております。

続きまして、4 番の公立保育園給食異物混入に係る損害賠償に関する専決処分の報告です。本年 4 月 28 日に発生した公立保育園での給食の異物混入事件の発生については、委員の皆様にご報告申し上げているところですが、この損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 12 日専決処分をいたしましたので、同条例第 2 項の規定により、これを議会に報告するものであります。

続きまして、次の 5 ページになります。陳情、請願についてです。

教育関係で陳情 1 件、生涯学習・社会教育行政の所管体制の是正と補助執行の適正化を求めることについて、それから、請願 1 件、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書提出を求めることについて、提出されまして、議会において文教福祉常任委員会に付託され、9 月 18 日に審査が行われまして、教育部からも説明員として出席したところであります。

これらにつきましては、10 月 1 日の本会議において審議が予定されております。

教育委員会関係の議会報告につきましては、以上となります。

○佐藤教育長

それでは、次に補助執行分について、菅野生涯学習部長お願いします。

○菅野生涯学習部長

それでは、生涯学習部、補助執行分について、ご報告いたします。

はじめに、資料 No. 1－1 の 6 ページをご覧ください。行政報告になりますが、資料 No. 1－2 を併せてご覧ください。

公募プロポーザル方式による新花巻図書館基本設計・実施設計業務の業者選定について報告しております。このことにつきましては、7 月 23 日開催の教育委員会議で説明させていただいておりますので、詳しい説明を省略いたしますが、そのうえで、お話しした実施要領等につきましては、7 月 24 日に市ホームページで公開したこと、一次審査の募集は、令和 7 年 8 月 14 日から開始し、8 月 6 日までの質疑受付期間には、約 40 社の設計業者等から 252 件の質問があり、関心の高さを感じていることを報告しております。

今後のスケジュールにつきましても、前回お話したとおりであります。第一次審査の受付期限は 9 月 17 日で、審査は書面審査で 9 月 26 日に実施し、5 社程度に絞り、提案者からのプレゼンテーションを公開ヒアリング方式で実施する第二次審査は、11 月 24 日に開催することとしている旨を報告してございます。

なお、一次審査に対しまして、現時点で 57 社程度の申し込みがあったところでございます。

次に、一般質問ですが、3 名の議員から質問がありました。答弁の詳細につきましては、資料 No. 1－3 のとおりです。以下、概要をお話させていただきます。

資料は 30 ページになりますが、1 人目の照井明子議員からは、行政文書の情報開示について、新花巻図書館整備計画等に係る情報について、全面開示を求めるが所見を伺うとのことのお尋ねがあり、新花巻図書館整備計画等に係る情報開示請求については、花巻市情報公開条例に基づいて情報を開示しており、条例では、開示から除外される情報が規定されており、情報開示を求められた行政文書内にそのような情報が含まれる場合は、該当箇所を非開示とし部分開示を行っていること、新花巻図書館整備計画等に係る情報については、市以外の第三者に関する情報が記録されていたことから、法令に基づき、第三者に意見書提出の機会の付与を行ったうえで、その第三者の意見を踏まえて検討し、その結果、開示から除外される情報に該当する部分を非開示としたものであり、その他については開示してきたこと、また、新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託プロポーザルに係る情報公開については、第 1 回プロポーザル選定委員会では、委員長の選任を行ったほか、候補者が選定に当たっての評価基準の設定等について意見交換が行われ、花巻市審議会の会議の公開に関する指針に会議を公開しないことができる場合が規定されており、その規定に該当することから、指針に基づき選定委員に諮り非公開としたこと、会議録については、委員長の選任など、公開できる部分については市ホームページで公開していること、また、第二次審査については、公開でプレゼンテーションを実施することとしており、その会議結果についても花巻市ホームページ等で後日公開することとしていること、新花巻図書館整備については、花巻市情報公開条例の規定に基づき、開示請求があった場合には同条例に基づき適正に対応しているほか、

会議録などは速やかに公開するよう努めており、市民の知る権利に対して真摯に対応していると考えている旨、答弁しております。

次に、2人目の羽山るみ子議員からは、新花巻図書館の整備について2点質問があり、1点目の建設用地についての1つ目、J R東日本との交渉の進捗及び今後の見通しについてのお尋ねについては、新花巻図書館整備に当たっては、5月に開催された教育委員会議で、新花巻図書館整備基本計画が議決されており、これに基づき、6月定例会において、新花巻図書館整備基本・実施設計業務等の予算を提案して承認いただき、現在事業を進めていること、J R東日本との土地取得に関する協議は進行中であり、用地境界が確定した後、土地評価をして買収価格について協議することとしている旨、お答えしております。

2つ目の未取得である状況で、基本・実施設計業務委託業者を公募することの適法性についてのお尋ねについては、令和12年度の完成を目指すため、現時点からの設計業務を行う必要があり、土地の所有権がなくても、これを対象とした設計を実施することは違法ではなく、また、J R東日本は既に譲渡条件を示しており、現地の測量などの準備にも協力的で、測量の実施についても了承を得ている旨、お答えしております。

3つ目の取得に係る予算案の提出予定時期についてのお尋ねについては、現時点では、令和8年度に取得範囲が確定した段階で、地方教育行政法に定める教育財産の取得に関する教育委員会の申し出を受け、令和9年度当初予算に、取得に必要な予算の計上を予定していること、令和9年度に実際に財産を取得する場合には、議会の議決を得る必要があり、また、事前に財産評価審議会の諮問答申を得ることになる旨、お答えしております。

4つ目の取得できなかった場合の取扱いについてのお尋ねについては、議員の指摘は、土地の売買について議会が否決した場合に、公募プロポーザル方式そのものが無効になるのではないかとのことでしたが、土地の売買について、議会が否決しても公募プロポーザル方式そのものが無効になることはないこと、ただし、議会の議決が得られなかった場合には、J Rの土地を取得することは不可能となる旨、お答えしております。

次に、2点目の基本・実施設計業務に係る公募プロポーザルについて、一般財団法人青葉工学振興会との契約額についてのお尋ねについては、プロポーザル実施手法の検討、選定委員の検討及び選定委員組成、実施要領等の指導を業務内容とした委託契約を、契約額132万円で締結している旨、お答えしております。

次に、3人目の鹿討康弘議員からは2件の質問があり、1件目の観光政策について、宮沢賢治イーハトーブ館のキャッシュレス決済についてのお尋ねについては、開館以来、売店及び喫茶コーナーは、宮沢賢治学会イーハトーブセンターが、行政財産使用許可を受けて運営を行っており、学会においてキャッシュレス決済の導入について検討が行われ、当初は少人数で店舗運営が行われているため、機器の操作など負担が増えること、手数料などの負担への懸念などがあるとのことでしたが、来館者の利便性の向上を考え、今後、学会の理事等から意見の聴き取りを行ったうえで、令和8年度から、売店でキャッシュレス決済を導入する方向で検討を進めたいとの意向を伺っている旨、お答えしております。

2 件目の J R 花巻駅橋上化及び新花巻図書館整備についての 1 点目、J R 東日本と協力する考えについて伺うとお尋ねについては、議員からの質問の中で、新花巻図書館が J R 花巻駅前に整備されることについて、J R 東日本は駅を核とした商業施設運営を基本としているものと認識しているとのことでありましたが、市が J R 東日本の協力を得ながら、現在進めている J R 花巻駅橋上化・東西自由通路整備及び新花巻図書館整備において、J R 東日本では駅におけるコンビニエンスストア、花巻市では図書館におけるカフェを除くと、商業施設を整備するという考えはなく、駅を核とした商業施設運営を基本としているとの議員の認識は事実とは異なること、市と J R 東日本との協業や協力体制については、J R 花巻橋上化・東西自由通路では、市がその費用を負担し、J R 東日本が市の意向を受けて設計・工事発注し、整備していただくこと、整備が完成した際には、駅部分については J R 東日本が所有、管理し、自由通路部分については市が所有、管理すること、また、新花巻図書館の整備については、市が旧スポーツ用品店敷地に図書館を建てることを前提として、J R 東日本が所有する土地を不動産評価額で、旧スポーツ用品店建物については無償で譲渡することについて共通理解ができており、現時点では取得予定地の境界の確定に向け協議を行っている段階であり、用地買収については、現時点では、令和 8 年度に取得範囲が確定した段階で、教育委員会からの申し出を受け、令和 9 年度当初予算に土地取得に必要な予算の計上を予定しており、実際に財産を取得する場合には、議会の議決を得る必要があり、事前に財産評価審議会の諮問答申を得ることとなる旨を、お答えしております。

2 点目の東西自由通路と新花巻図書館を接続する考えはないか伺うとお尋ねについては、事務レベルではそのような話があったこともあるが、整備費用が高額となることから、市として具体的に考えたことはない旨、お答えしております。

一般質問については、以上となります。

次に、議案審議ですが、令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）の補助執行分について説明いたします。資料 No. 1－4 の 2 ページをご覧ください。

内容については、新花巻図書館計画室分の時間外勤務手当の増額と萬鉄五郎記念美術館分は、美術品取得のための基金があり、金利上昇による基金運用収入額の増に伴う整理分となります。

また、令和 6 年度一般会計歳入歳出決算については、先ほど教育部長から説明があったとおりでございます。資料 1－5 の 6 ページ以降に記載してございます。

○佐藤教育長

只今、行政報告、それから、7 名の議員の方々の一般質問、そして議案審議という中身で報告いたしましたけれども、この件について質疑のある方、ございませんでしょうか。大変分量が多くて恐縮ですが、何かございませんでしょうか。役重委員。

○役重委員

2 点ほど伺います。1 点目は、資料 1－4 の令和 7 年度の補正予算についてです。この教育委員会関係分というところです。就学前教育課の時間外勤務手当の増とありますけれど

も、今年度途中、半分のところの補正ですので、結構その割には大きな補正だなと思っています。何か特殊要因ということであるのか、人が忙しいので増えると思うのですが、やはり安易にこの時間外手当で済ますということではなくて、やはりその全体の中で、必要であれば必要な人員配置をしていただかないと、職員の方々が大変なのではないかという懸念がありますので、内容について確認したいと思います。

2点目は、資料1－1の議案審議の4ページの2ですが、学校給食費に係る債権放棄の報告ということで、これは、議会でも議論があったのではないかと思いますけれども、公会計化したということで、その後の債権放棄ということが今回、記憶の限りでは初めてなのかなと思います。これが全体の何%ぐらいが放棄されてというのもわからないので、これは、他自治体と比べてどうかということも分かりませんので、これをどう評価すべきかわからないので、そこをどう受け止めているのかをお聞きしたいことと、公会計化する際はやはり、市会計と比べると徴収率が下がるであろうということは、一般的に懸念されていたところでしたので、それも含めて、公会計に伴ってどのような工夫と対応がなされてきて、その結果、どうしようもないところで放棄になったと理解していますけれども、そこに関して課題はなかったのかということも気になりましたので、確認をさせていただきたいと思っています。

これは、学校給食費の無償化の話もずっと出ているので、もうこれは払わないままが続けた方が得だというモラルハザードも、もしかしたら起きているのではないかということ、これも全国的にも心配されているところですので、これも含めてお聞きできたらと思います。よろしくお願いします。

○佐藤教育長

補正予算、就学前教育課の時間外勤務の件についてということです。鈴森就学前教育課長。

○鈴森就学前教育課長

ご質問をいただきました時間外手当の増に至った理由についてお答えいたします。今年度、職員体制が、半数以上、新たに変わったというところもございますが、4月に公立保育園での給食への異物混入事案が発生し、その対応として、マニュアルの作成、保護者説明会の開催等、それに係る事務が増加したこと。次年度就学児教育相談において、対象となるお子さんの人数が、昨年度よりも20名以上多くなったこともありまして、その対応で、事務が増加したことが大きな要因でございます。

○佐藤教育長

それでは、学校給食に関する債権放棄の件でお願いします。小原学務管理課長。

○小原学務管理課長

給食費は、大体3億4,000万円でございます。今、手持ちの資料がございませんので、正確な数字はお答えできないのですが、その中で1,500万円ほどが未納の分と捉えておりました。現年度分を除いたところでいきますと、約半分くらいのところと考えております。公会計になりまして、その対応といった部分のところでございますが、未納の方につきまして

は、学校を訪問し、保護者の方と給食管理室の担当の者が実際に面談をさせていただきました。その中で児童手当等から引き落としということを了承いただける場合には、そちらから給食費の方に回していただくという対応をしていたところでございます。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

給食費について、只今、学部管理課長が申し上げたとおりでございます。花巻市債権管理条例が令和5年度に制定されまして、債権放棄は初めてする形となります。それで、この債権放棄につきましましては、市税などと違って滞納処分等ができない、いわゆる非強制徴収債権ということで、こういったものの全庁的な徴収手続きを確立させて、それから長期にわたって回収不能な債権については、公正に放棄する仕組みを市の方でつくったというもので、今回、給食費のほかに市営住宅などについても同じタイミングで初めて債権放棄をして、議会に報告するのも初めてだということでございます。それで、先ほど申し上げました金額は、私会計のときに抱えていた債権について全部放棄するという形で、今回整理させていただいたという状況でございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

ありがとうございます。

就学前教育課、本当に大変だろうなと思いますし、職員の方、頑張っていらっしゃると思います。最近、よく他の自治体でも聞くのですが、職員が半分以上変わるということは、本来はあってはならない事態ですが、最近聞きました、やはり突如、若手が早期退職してしまったとか、突如、病休で休むとか、いろんなことがあって、そうならざるを得ないような状況が生まれているように聞くのですが、非常にそこは大変なことになると思いますので、なんとかこのあたり、その時々業務にもよると思うのですが、とにかくこういうことがなるべく起こらないようにということを、市の人事の方もしっかり申し入れをしていただくということが大事なのかなと、されていると思いますが、委員会でもこういう意見は出ているということで、取り扱っていただければと思います。少子化で年々、その子どもが減っているにも関わらず、教育相談対象も増えるということも、これももう今年だけではなくて、多分、確実にこれからそうなりますから、これも含めて、適正な定員配置をお願いしたいというところです。

それから、債権放棄については背景を理解しました。確かに、児童手当からの引き落としということも、この条例に則ってできると思うのですが、これは要するに、了解が得られないとできないということですね。なので、一定の限界もあるのかと思います。この管理条例に基づいて、やはりその専門的な徴収の弁護士とか、そういった県の徴収センターとか、そういったところも含めて対策がなされてきたというような経緯があるのでしょうか。わ

からなかったので、お聞きできればと思います。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

専門的な機関を活用したということとはございませんけれども、初めて債権放棄するに当たりましては、市の法務専門監等にも相談しながら、検討してきたところでございます。

○佐藤教育長

時間外については、そのとおり就学相談が非常に増えてきているということで、今、相談体制、発達相談センター、それから、教育相談員、保健センター、イーハトーブ養育センターというところで、今、チーム組みながらやっていくということなのですが、やはり申し込みの時期がどうしても、就学期になってから殺到してくるという傾向があるということで、これに対応して今、やはり5歳児健診を、これをしっかり進めることで、もう少し皆で共有していくと、そういった方向で今、改善を図っていきたいと思っています。

それから、債権放棄の件については、かなり前のところまで遡るのですが、公会計化になってから、それ以前の未納者は1桁だったのですが、1桁でも数字は大きいですが、それが2桁の人数になってきたと、確かにそういう推移で、特にコロナ後についてそういう傾向が見られるということです。文書での督促とか、あとは電話での督促、あるいは、臨戸訪問とかいろいろやっているのですが、確かに全体にいろんな要素があると思いますが、モラルハザード、そういったものも含めて、誓約書を出していただいているのですが、もう少し、全く0か100かではなくて、まず少しずつでも入れていただくとか、そういったことで、学校からの協力もお願いしていききたいということで、学校では、特に夏休み・冬休みの面談、そのところでもお願いはしているのですが、なかなかうまく納入には回っていないということで、総額でこれだけ大きい数字になってきたということになります。

他に、質疑ございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着委員

県立高校についてでございますけれども、市としては、大迫高校と青雲高校の存続に関しては、要望し続けたいとおっしゃっているものでありがたいと思っております。

それで、私立高校の無償化の話が出ていましたけれども、これであまり懸念はないなというようご答弁だと思いますけど、仮に無償化になった場合は、私立高校の方に流れて、県立高校の方の定員割れというか、減少するという懸念とかはあるのでしょうか。もし、2年連続大迫高校が20人未満になってしまうと募集停止と、急な募集停止ということに仮になったとして、最後の方に中高一貫教育の導入を含めたという、そういう検討というのは書いていますが、そういう事で募集停止になってから、中高が合わせる計画を慌てて立てて、それが大迫高校の存続になるのか、僅かな期待というのは考えられるのでしょうかということ、その辺をお聞きしたいです。

○佐藤教育長

瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

まず、私立高校について、高校が無償化することに伴っての影響ということで、今の示されている再編計画は、10年間のうち前期と後期ということで、前半の時期としては、既に私立高校は定員を超えて入学しているという状況で、さらにそちらになかなか増えるということにはならないだろうということで、前期については、そこまで影響はないだろうけれども、これが計画期間の後期になっていくと、生徒そのものがぐっと減少していくということが見込まれているので、そうするとやはり、実際の県立高校への影響というのは出てくるだろうと見ているところでございます。

あとは、大迫高校につきましては、先ほども申し上げましたとおり、いずれにしても、市の方でも対策確保協議会への支援ですとか、様々な取組をできる限りやっていくということで、8月にも予算を専決して通塾の支援ですとか、支援の内容も拡充しているところで。先ほどお話しいただきました、中高一貫教育については、こちらは花巻北高校について、こういった要望をずっと出してきているという経緯がございましたので、これにつきましては、花巻北高校が将来的にそういった学級減という推測が出されておりましたので、これについては引き続き、中高一貫教育の要望、あとは、学校自体の魅力づくりなどにも期待するということです。あとは、やはり今後の子どもの減少と入学者の状況を見ながら、花巻市内の高校が学級数減などで、市内の高校生が市外に通わなければならないような状況にはならないようにということで、市としては、今後もその情勢を見ながら、県の教育委員会と協議をしていきたいというところでございます。

○衣更着委員

ありがとうございます。

中高に関しては、北高の検討という、地元の声があればという、これからの話なのですね。いずれ高校無償化、授業料無償化というのは、私はなんか質の低下に繋がるような気がして、何か反対ですけど、給食費無償化というのもなんか反対、必ず何か質が落ちるようなそんなイメージを私は個人的には思っていますので、そこら辺は、国の施策に従うしかないのでしょうか、市として無償化反対と言ってもどうにもなることでもないのでしょうか。

○佐藤教育長

いわゆる3党合意でもって、給食と高校の無償化というのが出てきました。ただ、今、それについて来年度の予算、これからなのですけども、具体的にこういう金額でとか、そういうのはまだ全然連絡がないです。給食の無償化、まず、小学校からやるという方向では検討されているということなのですが、ただ、給食費そのものも県内もそうですけども、全国的にかなりばらつきがある、それを全部無償化するっていうわけにはおそろしくないだろうと、憶測ですがどこかで線を引くと思います。そうすると、いわゆる無償化ではなくて一部有償と、ですと一部有償となった場合に、それを全部保護者に負担していただくのか、

あるいは、今年は値上がり分ということで、令和4年度の給食費のままで、それ以後は、市が値上がり分は今6,500万もっているわけですが、例えば、そういう方向に行く可能性もあるということで、その辺はまだ読めない状況です。

それから、無償化についても、やはりお金の面でかなり3党合意した段階では、相当金額的なものも出していましたけれども、まだ予想がつかない状況ということで、ここはもう少し具体的に、来年度予算の編成等になりましたら、またその辺は具体的にご報告申し上げたいと思います。

あとは、高校再編についてはおっしゃるとおり、私立高校については、まず定員は、今はどこもまず増やす予定はないということです。ただ、例えば、240定員に対して260ぐらいまでの枠は、これは認められているわけで定数は満たすことになると思います。ただ、少子化に伴い、公立の方にしわ寄せがくるだろうと、それを防ぐにはどうしたらいいかという、やはり基本的には、それぞれの高校のやはり魅力化するというのもっともっと頑張ってもらおうということが一つです。それから、令和14年でしたか、急に子どもたちの数が減少します。と減るのが、そのときに、高校再編でいうと後期計画に入った2年目ぐらいになるでしょうか。その後期計画に入るときに、やはりもう少しシビアな検討はしなければならないだろうとは思っております。

まず、今回の再編計画、おそらく11月頃には一定の方向性を出してくると思うのですが、まず、私どもの方から要望したことについては、なんとか叶えていただくようお願いしたいと思いますし、県の方でも、いろいろ、先ほど青雲高校に来て同窓会との出前みたいなことで協議をさせていただいたりしています。ただ、大迫高校に関しては確かに背水の陣ではあるということで一生懸命頑張っていますけれども、前の計画でも、いわゆる小規模の地域の学校については、やはりそんなすぐ統合だというようなことではなくて、地域校と呼ばれるところは、市町村と地域、それから様々な関係者で一生懸命頑張っている、そういったところをもう少し勘案しながら、大事にしていきたいということだけは、最後まで言っていきたいと思います。ただ、最終的な判断は県教委だと思っております。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

(なし)

○佐藤教育長

では、なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

また、花巻新渡戸記念館から、「新渡戸フェスティバル」の情報提供がありましたので、チラシを配布させていただきました。

以上で、本日の議事日程を終了いたします。大変ありがとうございました。